

# 大樹町空家対策総合支援事業

## Q & A

### Q 1：補助対象となる空家はどのような空家ですか？

A 1：老朽化して倒壊等の危険があり、概ね1年使用していない空家が対象です。補助対象となるかは事前申請に基づいて町で調査し、判定します。

### Q 2：解体する空家の中に古い家具等が置いたままになっていますが家具等の処分費用も補助対象になりますか？

A 2：家具等の処分費用は対象になりません。

### Q 3：牛舎や専用店舗などの事業用の建物は補助の対象になりますか？

A 3：事業用の建物は対象になりません。

### Q 4：住宅の一部が店舗となっていますが補助の対象になりますか？

A 4：延床面積に占める住居部分の床面積が2分の1以上であれば対象になります。  
住居部分が2分の1以下の場合は住居部分の解体のみ対象になります。

### Q 5：古い住宅の車庫のみ解体したいのですが補助の対象になりますか？

A 5：附属建物のみを解体する場合は対象になりません。

### Q 6：古い住宅を倉庫や物置として使用していますが補助の対象になりますか？

A 6：現在使用している建物は対象になりません。

### Q 7：大樹町外の業者に解体を依頼したいのですが補助の対象になりますか？

A 7：大樹町外の業者の場合は補助の対象になりません。

### Q 8：補助金はいくら交付されますか？

A 8：補助金は除却補助対象経費（消費税除く）の2分の1とし、除却工事と同一契約で行われる残置物処理の経費を合わせて、上限は70万円です。（千円未満切捨）

除却工事	補助対象経費の1/2	上限50万円
残置物処理	補助対象経費の1/2	上限20万円

**Q 9：補助金は現金ですか？**

A 9：補助金は現金で、口座振込で支払います。

**Q 10：補助要件「解体後の土地の有効活用につとめる」とはどのようなことですか？**

A 10：新しい住宅を建設したり、一定の期間内に土地を活用する第三者に売却することを指します。売却先がすぐに見つからない等のやむを得ない事情により空地としておく場合は草刈をする等適切に土地を管理していただくことが条件となります。

**Q 11：遠方に住んでおり調査の立会が難しいのですが**

A 11：敷地内や建物への立ち入りに同意をいただければ町職員で調査を行いますが、建物内の確認も必要となりますので、建物のカギを管理している方に代理人になっていただく等の対応が必要です。

**Q 12：建物の所有者が亡くなっており、相続登記の手続きをしていませんが補助の対象になりますか？**

A 12：相続人であれば補助の対象になります。ただし相続人が複数いる場合は全員の同意をいただくことが条件です。

**Q 13：共同名義の住宅を解体します。共有者も補助対象者になりますか？**

A 13：共同名義の住宅の場合、補助の対象は共有者のいずれか1人に限ります。また、解体に関する共有者全員の同意書や共有者全てに町税等の滞納がないことが条件です。

**Q 14：この補助事業はいつまで継続しますか？**

A 14：大樹町空家等対策計画の中間期に合わせ、令和9年度（令和9年4月～令和10年3月）で事業の見直しを予定しています。

令和10年度以降の事業については現時点では未定です。

問合せ先：大樹町役場 建設水道課 管理係

電話 01558-6-2118(直通)